

受胎調節実地指導員指定証・標識交付を板橋区保健所で申請した方へ

- 1 申請の最終審査は東京都が行います。万が一、書類に不備等があり差し戻された場合にはご連絡差し上げることがあります。
- 2 申請から約1～2週間後、指定証や標識が東京都から当保健所に届いた時点で、「指定証・標識交付のお知らせ」を郵送します。受領の際は、下記のものをご持参ください。
《お持ちいただく物》
① 指定証・標識交付のお知らせハガキ ②申請受付券 ③身分証明書（下記参照）
- 3 申請中の免許に関するお問い合わせの際は、お名前、生年月日、申請の種別、申請日、申請受付券に印字された番号をお伝えください。※申請受付券番号が不明の場合は問い合わせにお答えできない場合があります。
- 4 代理人による受領の場合は、委任状、代理人の身分証明書をご持参ください（下記参照）。
- 5 指定証や標識の郵送は行っておりません。
- 6 「指定証・標識の交付のお知らせ」が届く前に転居する場合は、郵便局で転送手続きを行ってください。

委任状の書き方例

委 任 状
代理人住所 _____
代理人氏名 _____
代理人生年月日 _____
私は上記の者を代理人と定め、 <u>※</u> の受領の 権限を委任します。
年 月 日
免許申請者住所 _____
免許申請者氏名 _____
署名または押印のいずれか を行なってください。

《ご持参いただく身分証明書について》

☆ 1種類でよいもの（官公署発行の写真付きの証明書）

- マイナンバーカード ○運転免許証 ○パスポート
- 写真付き住民基本台帳カード ○身体障害者手帳
- 在留カード、特別永住者証明書など

☆ 2種類が必要なもの

【①の書類2つ又は①の書類1つと②の書類1つ（計2つ）】

①（健康保険証又は官公署発行の写真のない証明書）

- 健康保険証 ○年金手帳 ○年金証書 ○介護保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証 ○各種医療証
- 基礎年金番号通知書 ○写真なし住民基本台帳カードなど

②（本人の住所や氏名などが確認できるもの）

- 学生証（写真付き） ○社員証（写真付き）
- 国民健康保険料納入通知書や納税通知など公的書類
- 電気・ガス・水道などの領収書
- 電話の領収書 ○キャッシュカード・クレジットカード
- 郵便物（郵便局の消印のあるもの）など

注1 ※ の部分には「受胎調節実地指導員指定証」、「受胎調節実地指導員標識」等受領するものを記入。

注2 用紙は、便せん～A4の大きさのものを使用。

問合せ先 板橋区保健所 生活衛生課 医務・薬事グループ

所在地：板橋区大山東町 32-15 電話：03-3579-2124